

平成29年10月24日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

女性の職業生活における活躍に関する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61条）第4条に基づき、以下の項目につき公表する。

1 職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間（小数点第2位で四捨五入）

平成28年度の職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間は以下のとおりです。
年間を通じた1月あたりの平均超過勤務時間は1人当たり13時間50分でした。

4月	14.5時間
5月	15.0時間
6月	18.4時間
7月	12.7時間
8月	11.4時間
9月	12.9時間
10月	12.6時間
11月	10.7時間
12月	10.7時間
1月	14.3時間
2月	13.8時間
3月	19.1時間
平均	13.8時間

2 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数（小数点第2位で四捨五入）

平成28年度において、配偶者が出産した男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数は以下のとおりです。

	休暇取得率	平均取得日数
配偶者出産休暇	100%	3日
育児参加のための休暇	0%	0日